

## 鳥取県支部連合会憲法改正推進本部の設置について（案）

H28. 12. 2

- 1 鳥取県連内に、憲法改正推進本部（以下「推進本部」という。）を設置すること。
- 2 推進本部は、本部長、副本部長、幹事長及び本部員で構成すること。
- 3 推進本部本部長は県連会長、副本部長は鳥取県連所属国会議員、幹事長は県連幹事長をもって充てること。
- 4 本部員は、県連常任総務とすること。
- 5 その他必要な事項は、本部長が定めること。

## 自由民主党鳥取県支部連合会憲法改正推進本部設置要綱(案)

## (設置)

第1条 党員、有権者の憲法改正に関する正しい理解を深めるとともに、憲法改正への機運の醸成を図ることにより、憲法改正に係る県民運動等を推進するため、鳥取県支部連合会規約第46条の規定に基づき、鳥取県支部連合会憲法改正推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

## (構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、幹事長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、自由民主党鳥取県支部連合会(以下「鳥取県連」という。)会長を、副本部長は、鳥取県連所属国会議員をもって充てる。
- 3 幹事長は、鳥取県連幹事長をもって充てる。
- 4 本部員は、鳥取県連常任総務とする。

## (本部長、副本部長及び幹事長)

第3条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 幹事長は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時召集する。

- 2 本部長は必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

## (補足)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年10月9日から施行する。